

令和6年度 新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付 償還免除(お金を返す必要がなくなる)手続きのご案内

- あなたが借りている生活福祉資金特例貸付は、国の定めた免除要件(住民税が非課税等)に該当する場合は、借りたお金の全部または一部が償還免除(お金を返す必要がなくなる)になります。
- 次ページの「償還免除確認手順」を必ずご確認ください。
- あなたが、償還免除要件に該当する場合は、「新型コロナウイルス感染症にかかる生活福祉資金特例貸付の償還免除申請書(以降、「免除申請書」)」に必要事項を記入し、提出書類を返信用封筒(切手を貼ってください)に封入したうえで、**提出期限(令和6年9月30日※消印有効)までに**熊本県コロナ特例貸付相談センターへご送付ください。
- 償還免除の要件に応じて、提出書類が異なりますので、次ページの「償還免除の確認手順について」をご確認ください。
- ◆ 償還免除申請の審査結果に関しては、令和6年9月以降、貸付コードごとに順次郵送(書面)でお知らせします。**なお、審査状況については回答できません。**

熊本県社会福祉協議会 熊本県コロナ特例貸付相談センター

電話番号:096-324-5475

受付時間:平日 9:00~12:00 13:00~17:00

※時間帯によっては混雑のため電話がかかりにくい場合があります。
その場合、おそれいりますが、時間帯を変えておかけ直してください。

<コロナ特例貸付償還・免除ポータルサイト>

<https://www.fukushi-kumamoto.or.jp/pages/264/>



償還免除の確認手順について

手順①

同封されている「免除申請書」の償還開始日を確認してください。

※注意点

免除申請書には、令和6年5月末時点で償還(返済)対象となっている貸付コードを記載しています。貸付コードごとに確認してください。

手順②

以下の項目を確認し、該当する項目に「✓」をつけてください。

現在、あなた(借受人本人)は住民票上の世帯主ですか？

はい

いいえ

現在の世帯主は、借入申請時にあなた(借受人本人)と同世帯でしたか？

いいえ

はい

☒ あなた(借受人本人)の「非課税」年度を確認

☒ あなた(借受人本人)と世帯主の「非課税」年度を確認

手順③

手順①で確認した「資金種類」と「償還開始日」の行を確認し、あなた(借受人本人)の非課税の年度の上部に「○」をつけてください。

※手順②で「世帯主」が必要となった場合は、あなたと世帯主が同年度非課税となる場合のみ「○」をつけてください。

※償還猶予が適用された方は以下のとおりではありません。熊本県コロナ特例貸付相談センター(096-324-5475)までお問合せください。

資金種類	償還開始日	○	○	○	○
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
緊急小口資金	2023/01/16	非課税	非課税	非課税	償還免除対象外
総合支援資金 (初回貸付)	2023/01/12	非課税	非課税	非課税	非課税
緊急小口資金	2024/01/16	償還免除対象外	償還免除対象外	非課税	非課税
総合支援資金 (初回貸付)	2024/01/12	償還免除対象外	償還免除対象外	非課税	非課税
総合支援資金 (延長貸付)	2024/01/12	償還免除対象外	償還免除対象外	非課税	非課税
総合支援資金 (再貸付)	2025/01/12	償還免除対象外	償還免除対象外	償還免除対象外	非課税

〔西暦早見〕 2023年：令和5年、2024年：令和6年、2025年：令和7年

対象となる償還免除額の範囲について

対象となる償還免除額の範囲については、下表のとおりです。次ページの「償還免除額の範囲例について」もご確認ください。

資金種類	償還開始日	令和3年度 非課税	令和4年度 非課税	令和5年度 非課税	令和6年度 非課税
緊急小口資金	2023/01/16	a.全部	a.全部	b.一部	
総合支援資金 (初回貸付)	2023/01/12	a.全部	a.全部	b.一部	c.一部
緊急小口資金	2024/01/16			a.全部	b.一部
総合支援資金 (初回貸付)	2024/01/12			a.全部	b.一部
総合支援資金 (延長貸付)	2024/01/12			a.全部	b.一部
総合支援資金 (再貸付)	2025/01/12				a.全部

〔西暦早見〕 2023 年：令和 5 年、2024 年：令和 6 年、2025 年：令和 7 年

● 非課税証明書について

非課税証明書は、市町村の役所で交付される、所得などの状況によって、住民税が課せられていないことを証明した書類です。

証明書発行年度の前年(1月1日から12月31日まで)の所得に基づいて算定した、住民税の税額が「非課税(0円)」を示したものです。対象年に所得が0円、もしくは非課税の限度額以内であったことを示しています。

非課税証明書の名称は、「非課税証明書」以外に、「課税証明書」や「課税・非課税証明書」、「課税(所得)証明書」などとなっていることが多く、また市町村によって、書式が異なります。

いずれにおいても住民税の税額が0円であることが確認できる必要があります。

※市町村によって、所得割・均等割が「* * *」表記となっている場合があります、確認のご連絡をさせていただきます。

償還免除額の範囲例について

■「a.全部」のパターン

償還免除申請をした方は、償還開始からすべて(全部)の償還金額が免除となります。

※すでに償還(返済)済みの金額は償還免除の対象となりません。(返金できません)

例a-1:総合支援資金(再貸付) 令和7年1月償還開始 60万円借入 令和6年度非課税の場合
は全額免除

令和7年1月
償還開始

令和16年12月
償還期限日

償還免除範囲は「申請日」に関わらず、適応されます

120ヵ月

償還開始からすべてが償還免除

※すでに償還(返済)済みの金額は償還免除の対象となりません。(返金できません)

■「b.一部」のパターン

償還免除申請をした方は、償還開始から13ヵ月以降の償還金額が免除となります。

※すでに償還(返済)済みの金額は償還免除の対象となりません。(返金できません)

例b-1:緊急小口資金 令和6年1月償還開始20万円借入24回払い毎月8,330円の償還の令和6年度非課税の場合

令和6年1月
償還開始

償還免除範囲は「申請日」に関わらず、適応されます

令和7年12月
償還期限日

12ヵ月

12ヵ月

償還(返済)の対象となり、令和7年12月末までに償還(返済)する必要があります。
12ヵ月×8,330円=99,960円

対象となる償還免除額の範囲
11ヵ月×8,330円+1ヵ月×8,410円
=100,040円(上限額)

※すでに償還(返済)済みの金額は償還免除の対象となりません。(返金できません)

例b-2:総合支援資金(初回貸付)令和6年1月償還開始60万円借入120回払い毎月5,000円の償還令和6年度非課税の場合

令和6年1月
償還開始

償還免除範囲は「申請日」に関わらず、適応されます

令和15年12月
償還期限日

12ヵ月

12ヵ月 12ヵ月 12ヵ月 12ヵ月 12ヵ月 12ヵ月 12ヵ月 12ヵ月 12ヵ月

償還(返済)の対象となり、令和15年12月末までに償還(返済)する必要があります。
12ヵ月×5,000円=6万円

対象となる償還免除額の範囲

108ヵ月×5,000円=54万円(上限額)

※すでに償還(返済)済みの金額は償還免除の対象となりません。(返金できません)

■「c.一部」のパターン

償還免除申請をした方は、償還開始から25カ月以降の償還金額が免除となります。

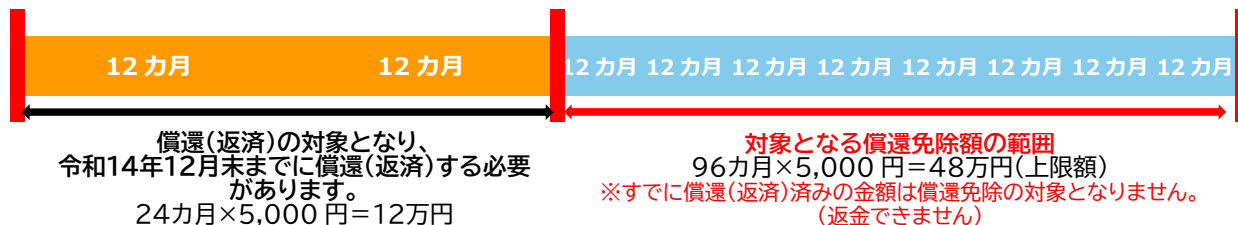
※すでに償還(返済)済みの金額は償還免除の対象となりません。(返金できません)

例c-2:総合支援資金(初回貸付)令和5年1月償還開始60万円借入120回払い毎月5,000円の償還令和6年度非課税の場合

令和5年1月
償還開始

償還免除範囲は「申請日」に関わらず、適応されます

令和14年12月
償還期限日



■「a.全部」のパターン※過年度の住民税非課税での申請

償還免除申請をした方は、償還開始からすべて(全部)の償還金額が免除となります。

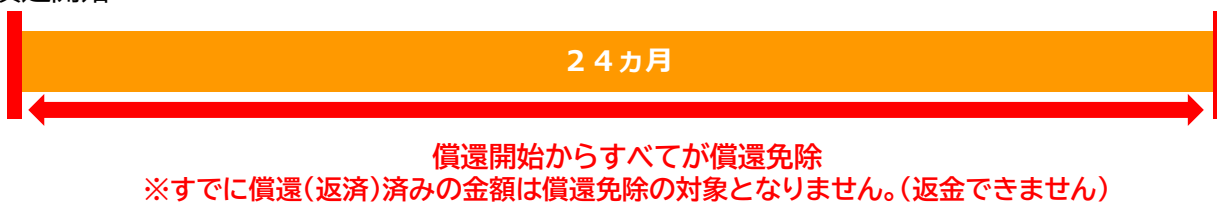
※すでに償還(返済)済みの金額は償還免除の対象となりません。(返金できません)

例a-2:緊急小口資金令和5年1月償還開始 20万円借入 令和3又は4年度非課税の場合は全額免除

令和5年1月
償還開始

償還免除範囲は「申請日」に関わらず、適応されます

令和7年12月
償還期限日

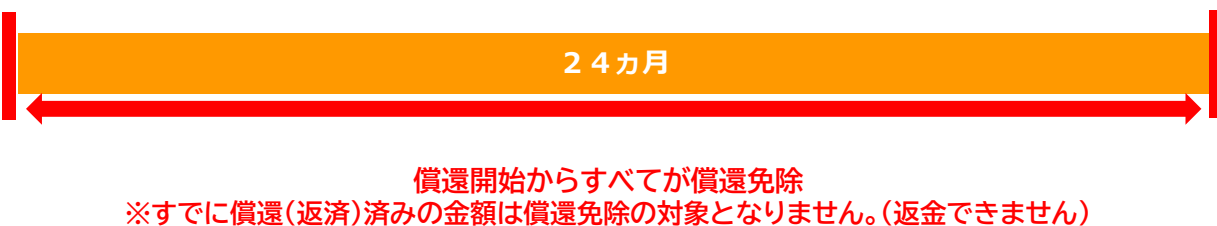


例a-3:緊急小口資金令和6年1月償還開始 20万円借入 令和5年度非課税の場合は全額免除

令和6年1月
償還開始

償還免除範囲は「申請日」に関わらず、適応されます

令和8年12月
償還期限日



償還免除申請書の書き方について

免除申請書の必要箇所に記入してください。

借受人様ご本人が申請の手続きができず、代理人が代わりに手続きを行う場合、代筆理由書が必要となりますので、熊本県コロナ特例貸付相談センター(096-324-5475)までお問合せください。

記入例

【 枠内からはみ出さないように、黒色ボールペンで強く鮮明に書いてください 】

記入漏れや不備があれば審査完了までお時間をいただくことになりますので、内容をご確認のうえ、記入してください。

新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付の貸付金償還免除申請書

借受人氏名	熊本 太郎 様			
資金種別	貸付コード	償還開始日	貸付金額	免除申請額
緊急小口資金	KA999999	2023/01/16	100,000円	免除要件に基づく当該資金種別の償還免除上限額
総合支援資金(初回貸付)	SX999999	2023/01/12	600,000円	
緊急小口資金	KA999999	2023/01/16	100,000円	
総合支援資金(初回貸付)	SX999999	2023/01/12	600,000円	
総合支援資金(延長貸付)	SX999999	2024/01/12	600,000円	
総合支援資金(再貸付)	SX999999	2025/01/12	600,000円	

熊本県社会福祉協議会 会長様

住民税の所得割金額・均等割額がいずれも非課税(0円)となったため、
以下①～⑥のすべてを確認し、同意した上で免除申請いたします。

①本特例貸付の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の個人情報を提供することに同意します。

②記入した個人情報について、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。

③私は、貴社会福祉協議会が、生活福祉資金制度に必要な範囲内で全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計改善支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供に受けることに同意します。

④私及び私の世帯員は、暴力団員ではありません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供に求めることに同意します。(暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条2号にあるとおり、「その団員の構成員(その団体の構成団体および構成員含む)が集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。)

⑤審査の結果、償還免除不承認になった場合、理由は開示されないことに同意します。

⑥償還免除を目的に世帯主の変更は行っていません。また、償還免除に決定後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や償還免除の要件に該当しないことが判明した場合には、償還免除を取り消されることに同意します。

※本枠内をすべて黒色のボールペンでご記入ください。

令和 年 月 日 ※この書類を記入した日付を記入

借受人氏名(自署)

電話番号 - - ※日中に連絡のとれる電話番号を記入

■令和6年5月末時点で償還(返済)対象となっている貸付コードが記載されています。

※すでに「償還完了」となっている貸付コードは記載されません。

※償還免除申請に必要な非課税証明書の年度は償還開始年によって異なります。

■同意内容を必ずご確認ください。

■同意内容にご同意のうえ、署名漏れがないように必ずご記入ください。
※代筆される場合はお問合せください。

提出書類について

償還免除申請書、「住民票(原本)」及び「住民税非課税の証明書」を返信用封筒(切手を貼ってください)に封入したうえで、熊本県コロナ特例貸付相談センターへご提出ください。

提出が必要な書類の詳細については、**償還免除申請書の裏面を必ずご確認ください。**

提出期限は、**令和6年9月30日(月)※消印有効**です。

その他(住民税非課税以外)の免除要件について

下表の「その他の償還免除要件」に該当する場合は、借りたお金の全部が償還免除になります。要件に該当する方は、熊本県コロナ特例貸付相談センター(096-324-5475)までご連絡ください。

ただし、すでに償還(返済)済みの金額は償還免除の対象となりません。(返金できません)

	その他の償還免除要件	申請に必要な書類
1	償還開始以後において、借受人が生活保護を受給している	・別途免除申請書(お問合せ後に郵送) ・現在、生活保護を受給していることがわかり、生活保護の受給開始日が記載されている書類(コピー可)
2	借受人が以下のいずれかの交付を受けている ① 精神保健福祉手帳(1級) ② 身体障害者手帳(1級または2級) ③ 療育手帳(A重度)	・別途免除申請書(お問合せ後に郵送) ・以下のいずれかのコピー ① 精神保健福祉手帳(1級) ② 身体障害者手帳(1級または2級) ③ 療育手帳(A重度) ※手帳の種類、級や重度がわかるようにコピー

● 生活保護の受給期間が記載されている書類について

Q:生活保護の受給期間がわかるものがないのですが、どうしたらよいですか？

A:お住まいの地域の福祉事務所で発行してもらい、熊本県コロナ特例貸付相談センターへご提出ください。

詳しくは、熊本県のホームページをご参照ください。

<熊本県ホームページ> 熊本県福祉事務所等一覧

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/121395.pdf>



Q:世帯主宛ての生活保護の証明書を持っており、借受人の名前が書かれていないのですが、どうしたらよいですか？

A:通常、生活保護決定後に発行される生活保護の証明書は世帯主宛てとなりますので、お住まいの地域の福祉事務所にご相談いただき、借受人の名前と受給期間の記載のある証明書を、ご提出ください。

償還(返済)が困難な場合について(償還猶予に関する相談)

収入が減少し、現在も回復していない等の理由により償還(返済)が困難な場合は、償還を猶予(返すことを待ってもらう)することができます。

市町村社会福祉協議会(次ページをご覧ください)又は熊本県コロナ特例貸付相談センターまでご相談ください。

また、収入が減少し回復していない、原油高などによる物価高騰で生活が苦しい等、生活にお困りの際は、お住まいの自立相談支援機関でもご相談ができますので、最終ページをご覧ください。

※注意点

- ①償還猶予には審査があります。審査状況についてのお問合せにはお答えできません。
- ②償還猶予申請は貸付コードごとに1回のみとなります。「2回目の申請」はできません。
- ③償還猶予申請は、**償還期限日の2ヵ月前(※消印有効)**まで申請を受け付けることができます。償還期限が到来している場合はできません。

■【例】令和5年(2023年)1月償還開始の緊急小口資金(償還期限:令和7年1月15日)



償還(返済)のお手続きについて(口座振替の登録)

償還(返済)方法は、口座振替(自動引き落とし)が便利です。口座振替手続きがお済みでない方は、下記 URL または QR コードから口座振替の登録をお願いします。

<https://www.fukushi-kumamoto.or.jp/pages/262/>



※注意点

- ①WEB での登録が難しい場合は、「口座振替依頼書」を別途送付しますので、熊本県コロナ特例貸付相談センター(096-324-5475)までお問合せください。
- ②手続き未完了の貸付がある場合、他の貸付で手続き完了している振替口座を用いて手続きさせていただきます。

【お問合せ先】

熊本県社会福祉協議会 熊本県コロナ特例貸付相談センター

電話番号:096-324-5475

受付時間:平日 9:00~12:00 13:00~17:00

※時間帯によっては混雑のため電話がかかりにくい場合があります。

その場合、おそれいりますが、時間帯を変えておかけ直してください。

<コロナ特例貸付償還・免除ポータルサイト>

<https://www.fukushi-kumamoto.or.jp/pages/264/>



県内市町村社協一覧

No.	社 協 名	郵便番号	所在地	電話番号
1	熊本市社会福祉協議会	860-0004	熊本市中央区新町 1 丁目 6-13 サングレース蔚山 1 階	096-247-6765
2	八代市社会福祉協議会	866-0861	八代市本町 1-9-14	0965-62-8228
3	人吉市社会福祉協議会	868-0072	人吉市西間下町 41-1	0966-24-9192
4	荒尾市社会福祉協議会	864-0011	荒尾市下井手 193-1	0968-66-2993
5	水俣市社会福祉協議会	867-0005	水俣市牧ノ内 3-1	0966-63-2047
6	玉名市社会福祉協議会	865-0016	玉名市岩崎 88-4	0968-71-0080
7	天草市社会福祉協議会	863-2201	天草市五和町御領 2943	0969-32-2552
8	山鹿市社会福祉協議会	861-0531	山鹿市中 578	0968-43-1134
9	菊池市社会福祉協議会	861-1331	菊池市隈府 888-2	0968-25-5000
10	宇土市社会福祉協議会	869-0492	宇土市浦田町 44	0964-23-3756
11	上天草市社会福祉協議会	861-6102	上天草市松島町合津 3433-52	0969-56-2455
12	宇城市社会福祉協議会	869-0524	宇城市松橋町豊福 1786	0964-32-1316
13	阿蘇市社会福祉協議会	869-2301	阿蘇市内牧 976-2	0967-32-1127
14	合志市社会福祉協議会	861-1102	合志市須屋 2251-1	096-242-7000
15	美里町社会福祉協議会	861-4732	下益城郡美里町三和 420	0964-47-0065
16	玉東町社会福祉協議会	869-0303	玉名郡玉東町木葉 759	0968-85-3150
17	和水町社会福祉協議会	861-0923	玉名郡和水町平野 1276-3	0968-34-2366
18	南関町社会福祉協議会	861-0811	玉名郡南関町小原 1405	0968-69-9020
19	長洲町社会福祉協議会	869-0123	玉名郡長洲町長洲 2771	0968-78-1440
20	大津町社会福祉協議会	869-1235	菊池郡大津町室 151-1	096-293-2027
21	菊陽町社会福祉協議会	869-1103	菊池郡菊陽町久保田 2623	096-232-3593
22	南小国町社会福祉協議会	869-2401	阿蘇郡南小国町赤馬場 3388-1	0967-42-1501

23	小国町社会福祉協議会	869-2501	阿蘇郡小国町宮原 1530-2	0967-46-5575
24	産山村社会福祉協議会	869-2703	阿蘇郡産山村大字山鹿 488-3	0967-23-9300
25	高森町社会福祉協議会	869-1602	阿蘇郡高森町高森 1258-1	0967-62-2158
26	南阿蘇村社会福祉協議会	869-1412	阿蘇郡南阿蘇村久石 2705	0967-67-0294
27	西原村社会福祉協議会	861-2402	阿蘇郡西原村小森 572	096-279-4141
28	御船町社会福祉協議会	861-3207	上益城郡御船町御船 1001-1	096-282-0785
29	嘉島町社会福祉協議会	861-3106	上益城郡嘉島町上島 551	096-237-2981
30	益城町社会福祉協議会	861-2233	上益城郡益城町惣領 1470 益城町保健福祉センター内	096-214-5566
31	甲佐町社会福祉協議会	861-4601	上益城郡甲佐町岩下 24	096-234-1192
32	山都町社会福祉協議会	861-3811	上益城郡山都町大平 91	0967-82-3318
33	氷川町社会福祉協議会	869-4814	八代郡氷川町島地 651	0965-52-5075
34	芦北町社会福祉協議会	869-5563	葦北郡芦北町湯浦 1439-1	0966-86-0294
35	津奈木町社会福祉協議会	869-5604	葦北郡津奈木町小津奈木 2123	0966-61-2940
36	錦町社会福祉協議会	868-0302	球磨郡錦町一武 1587	0966-38-2074
37	あさぎり町社会福祉協議会	868-0431	球磨郡あさぎり町岡原北 929	0966-47-2111
38	多良木町社会福祉協議会	868-0501	球磨郡多良木町多良木 1571-1	0966-42-1112
39	湯前町社会福祉協議会	868-0600	球磨郡湯前町 1693-37	0966-43-4117
40	水上村社会福祉協議会	868-0701	球磨郡水上村岩野 2678	0966-44-0782
41	相良村社会福祉協議会	868-0094	球磨郡相良村深水 2500-1	0966-35-0093
42	五木村社会福祉協議会	868-0201	球磨郡五木村甲 2672-41	0966-37-2333
43	山江村社会福祉協議会	868-0092	球磨郡山江村山田甲 1373-1	0966-24-1508
44	球磨村社会福祉協議会	869-6403	球磨郡球磨村一勝地乙 1-5	0966-32-0022
45	苓北町社会福祉協議会	863-2503	天草郡苓北町志岐 660	0969-35-1270

まずはお電話を!

お住まいの市町村の窓口にご相談ください。

市町村相談窓口	電話番号	市町村相談窓口	電話番号
熊本市中央生活自立支援センター	096-328-2795	小国町社会福祉協議会	0967-46-5575
熊本市東生活自立支援センター	096-367-9233	産山村社会福祉協議会	0967-23-9300
熊本市南生活自立支援センター	096-358-5571	高森町社会福祉協議会	0967-62-2158
八代市社会福祉協議会 八代市自立相談支援センター	0965-62-8228	南阿蘇町社会福祉協議会	0967-67-0294
ひとよし生活困りごと支援センター	0966-24-8111	西原村社会福祉協議会	096-279-4141
荒尾市生活相談支援センター	0968-57-7019	御船町社会福祉協議会	096-282-0785
水俣市社会福祉協議会 みなまた安心センター	0966-63-2047	嘉島町社会福祉協議会	096-237-2981
玉名市くらしサポート課	0968-75-1502	益城町社会福祉協議会	096-214-5566
あまぐさ生活相談支援センター	0969-32-2552	甲佐町社会福祉協議会	096-234-1192
山鹿市生活自立相談	0968-43-1167	山都町社会福祉協議会	0967-82-3318
菊池市くらしサポートセンター	0968-25-1411	氷川町社会福祉協議会	0965-52-5075
うと 自立相談センター	0964-23-3756	芦北町社会福祉協議会	0966-86-0294
上天草市生活相談センター	0969-24-8330	津奈木町社会福祉協議会	0966-61-2940
宇城市生活自立支援センター	0964-32-1135	錦町社会福祉協議会	0966-38-2074
阿蘇市生活相談センター	0967-22-3364	あさぎり町社会福祉協議会	0966-47-2112
安心サポート合志	096-248-1100	多良木町社会福祉協議会	0966-42-1112
美里町社会福祉協議会	0964-47-0065	湯前町社会福祉協議会	0966-43-4117
玉東町社会福祉協議会	0968-85-3150	水上村社会福祉協議会	0966-44-0782
和水町社会福祉協議会	0968-34-2366	相良町社会福祉協議会	0966-35-0093
南関町社会福祉協議会	0968-69-9020	五木村社会福祉協議会	0966-37-2333
長洲町社会福祉協議会	0968-78-1440	山江村社会福祉協議会	0966-24-1508
大津町社会福祉協議会	096-293-2027	球磨村社会福祉協議会	0966-32-0022
菊陽町社会福祉協議会	096-232-4832	苓北町社会福祉協議会	0969-35-1270
南小国町社会福祉協議会	0967-42-1501		

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 作成

こんなことに困っていませんか? ひとりで抱えこまずにご相談ください

相談無料

日々の生活のなかでの不安や、困りごとをお聞かせください。
一人ひとりの状況に合わせて支援内容を相談者と一緒に考え、
専門の機関・団体と連携して、解決に向けた支援を行います。

秘密厳守

住まいのこと

- ・会社を解雇され、住むところがない
- ・家賃が払えず、家を出なければならぬ

子ども・家族のこと

- ・子どもの学習や勉強のことが心配
- ・家に引きこもっている家族がいる

仕事のこと

- ・仕事が見つけられない
- ・仕事が嫌かき収入が安定しない
- ・仕事を始めたいけれど、働けるか不安

生活費のこと

- ・借金を何とかしたい
- ・税金や公共料金が払えない
- ・家計のやりくりがうまくできず、生活が苦しい
- ・年金だけで生活できるか心配だ

一時生活支援

宿泊場所や食事等を提供します
決まった住居のない方に、一定期間の宿泊場所と食事等を提供しながら、自立した生活に向けた支援を行います。

住居確保給付金

家賃相当額を支給します
離職などにより住居を失った方、または失ったおそれのある方に、就職に向けた活動を行うこと等を条件として、一定の期間、家賃相当額を支給します。

子どもの学習・生活支援

子どもの明るい未来をサポート
子どもの学習支援や居場所づくり、進学、高校の中退防止等について、子どもとその保護者に必要な支援を行います。

就労準備支援

就労への第一歩です
「社会との関わり」に不安がある、「周囲の人とのコミュニケーション」がうまくとれないなど、すぐに働くことが心配な方に、就労に向けた訓練や就労体験の機会を提供します。

家計改善支援

家計の立て直しについてアドバイスします
家計仕訳の問題を整理し、自ら家計を管理していきけるよう、状況に応じた支援計画の作成や貸付のあっせん等を行います。

裏面に記載の、お住まいの市町村の窓口にご相談ください。

